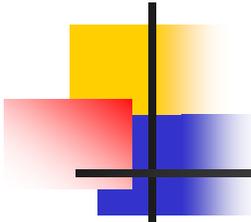


信書便制度の概要

平成 23 年 6 月 29 日
総務省
北海道総合通信局

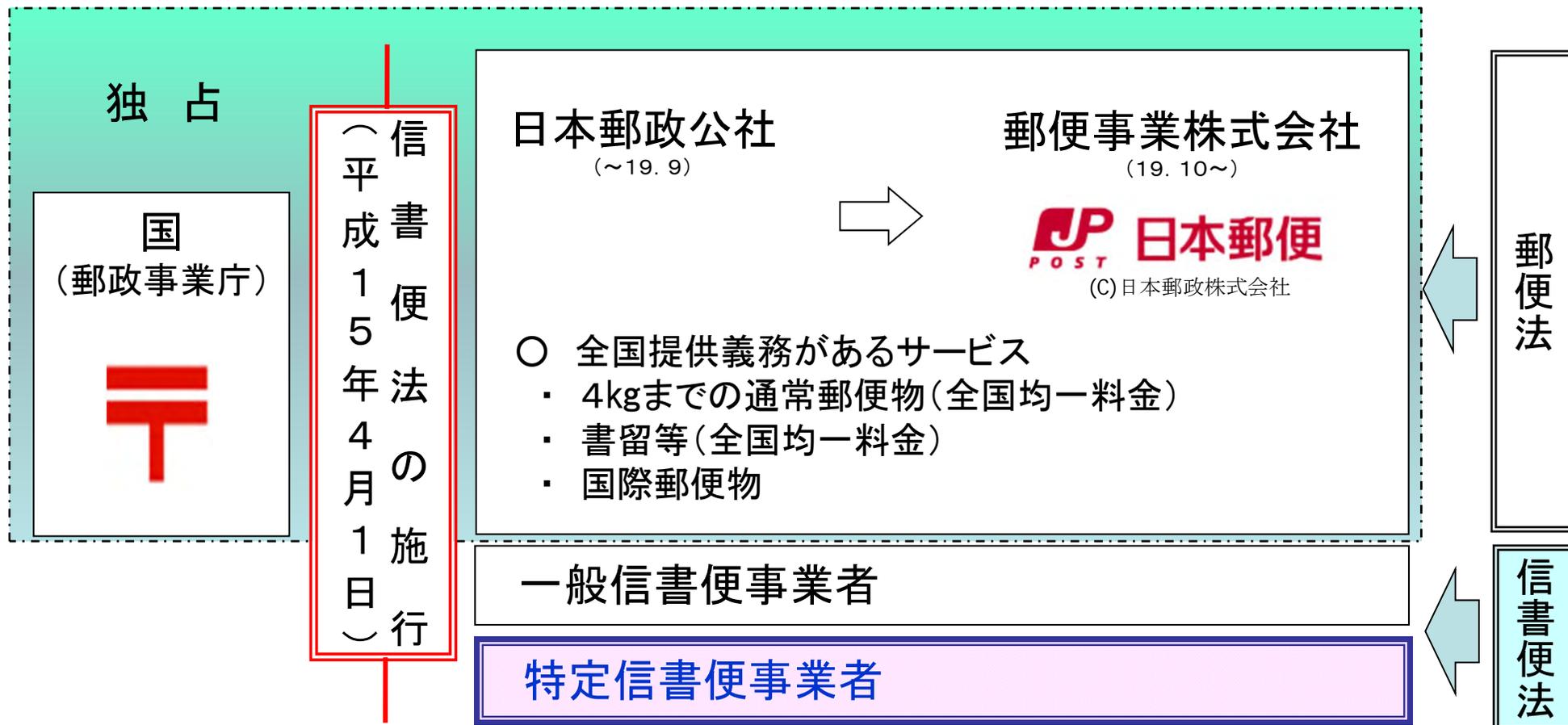


目次

■ はじめに.....	2
■ I 信書とは.....	5
■ II 信書便法とは.....	9
■ III 特定信書便事業とは.....	14
■ IV 特定信書便事業の現状.....	22
■ V サービス(利用)事例.....	25

はじめに：信書（信書便物）を送達できる者

「信書」は通信手段であり、憲法が保障する通信の秘密を保護する必要があることから、「信書」についての秘密を侵すことは禁止されています。信書を送達できる者は、郵便法及び信書便法により、郵便事業株式会社と総務大臣の許可を受けた信書便事業者に限られています。



「貨物に添付する無封の添え状又は送り状（信書に該当）」については、郵便事業株式会社と信書便事業者以外の者も送達できます。

通信の秘密（信書の秘密）の保護

1 憲法上保障された権利

- 表現の自由の確保及びプライバシー保護の観点から、基本的人権として「検閲の禁止」と併せて「通信の秘密」の保護を明記。

【憲法第21条第2項】 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

2 信書便法における担保措置

- 憲法上の要請を受け、信書便法においても、「検閲の禁止」と併せて「信書の秘密」の保護を規定。

【検閲の禁止(第4条)】 信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

【秘密の保護(第5条)】 1 信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密(※)は、侵してはならない。

- 2 信書便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

※ 「信書」とは…封書のほか、開封の書状、はがきも含む。

「信書の秘密」とは…信書の内容のみならず、差出人及び受取人の氏名、住所等、信書に関する一切の事項を含む。

(参考) 大阪高判昭和41. 2. 26

「郵便法上の信書の秘密は、この憲法の目的に適うように解釈しなければならない…同法上の<信書>には封緘した書状のほか開封の書状、葉書も含まれ、秘密には、これらの信書の内容のほか、その発信人や宛先の住所、氏名等も含まれる…」

- 「信書の秘密」を侵した場合等について罰則を規定し、厳格に保護。

【信書の秘密を侵す罪(第44条)】 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
(信書便の業務に従事する者の場合は罰則を加重)

【信書便物を開く等の罪(第43条)】 三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

- 併せて、信書便管理規程の認可の手續を通じて、「信書の秘密」の保護を担保。

規定条文

○ 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

第四条(事業の独占) 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。

2 **会社(契約により会社のため郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。**二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

3 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

4 **何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書(同項ただし書に掲げるものを除く。)の送達を委託してはならない。**

第七十六条(事業の独占を乱す罪) 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号) → 信書便法

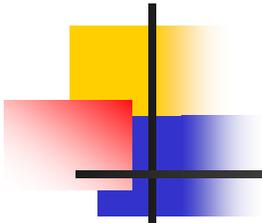
第二条(定義) この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること(郵便に該当するものを除く。)をいう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書(その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。)をいう。
(以下、略)

第三条(郵便法の適用除外) 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
- 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者(外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。)が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合



I 信書とは

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」

(平成15年総務省告示)

- ・ 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者
- ・ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること
- ・ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと(電磁的記録物を送付しても信書の送達に該当しない)

信書に該当する文書の例

- 書状
- 請求書の類
- 会議招集通知の類
- 許可書の類
- 証明書の類
- ダイレクトメール
- ・文書自体に受取人が記載されている文書
- ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書の例

- 書籍の類
- カタログ
- 小切手の類
- プリペイドカードの類
- 乗車券の類
- クレジットカードの類
- 会員カードの類
- ダイレクトメール
- ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

信書に該当する文書の例

分類	信書に該当する場合	類例
書状	差出人から特定の受取人に <u>考えや用件</u> などの内容を伝えるために送付する場合	手紙
請求書の類	差出人から特定の受取人に <u>代金を請求</u> するという内容を伝えるために送付する場合	納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト
会議招集通知の類	差出人から特定の受取人に <u>会議への出席を要請</u> するという内容を伝えるために送付する場合	会議招集通知、業務を報告する文書
許可書の類	差出人から特定の受取人に <u>許可</u> するという内容を伝えるために送付する場合	免許証、認定証、表彰状
証明書の類	差出人から特定の受取人に、 <u>ある事項が真実であることや間違いがないこと</u> の事実を伝えるために送付する場合	印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し
ダイレクトメール(注)	差出人が特定の受取人を選別し、その者に対して、 <u>商品の購入等を勧誘</u> する文書を送付する場合	—

注:内容が公然あるいは公開たりうる事実のみであり、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのような場合、専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのような場合は特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するという実態を伴わないことから、信書に該当しない。

信書に該当しない文書の例

分類	信書に該当しないとする理由	類例
書籍の類	広く一般に対して発行されるものであり、記載された文書は <u>広く一般に対して</u> 意思を表示し、又は事実を知らせるもの	新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター
カタログ	利用者一般に対して発行されるものであり、記載された文書は <u>広く一般に対して</u> 意思を表示し、又は事実を知らせるもの	系統的に編さんされた商品、申込方法、商品の広告等が印刷された商品紹介集
小切手の類	流通性を有する証券であって、そこに記載された文書は、 <u>証券が流通する際に必要とされる事項を記載した</u> もの	手形、株券
プリペイドカードの類	金銭の支払手段として使用するために発行されるものであり、そこに記載された文書は、 <u>それを使用する際に必要となる注意事項を記載した</u> もの	商品券、図書券
乗車券の類	鉄道やバスなどの交通機関に乗るために発行されるものであり、 <u>そこに記載された文書は、乗車する際に必要となる注意事項を記載した</u> もの	航空券、定期券、入場券
クレジットカードの類	金銭の支払い手段としての機能を有する物であるので、 <u>その記載文が物と密接に関連している場合には</u> 信書に該当しない	キャッシュカード、ローンカード
会員カードの類	会員であることを確認する等の機能を有する物であり、 <u>そこに記載された文書は、当該カードを使用する際に必要となる注意事項を記載した</u> もの	入会証、ポイントカード、マイレージカード

Ⅱ 信書便法とは (15年4月1日施行)

1 信書便法の目的

信書送達におけるユニバーサル
サービスの維持

+

信書送達における競争の導入

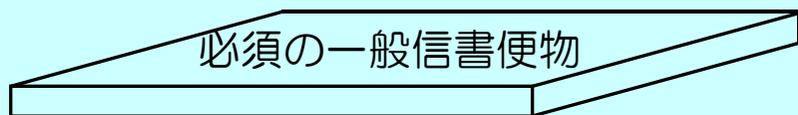
○民間事業者による信書の送達
に関する法律(信書便法)
(目的)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

信書便法 【信書便事業者】

一般信書便事業（全国全面参入型）

長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で、重量250g以下の信書便物を全国均一料金で国内において送達する役務を必須として、すべての種類の信書便の役務を取り扱うことができる事業



長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で、重量250g以下

特定信書便事業（特定サービス型）

一定の条件（大きさ及び重量、送達時間、料金）の下で創意工夫により多様なサービスを提供

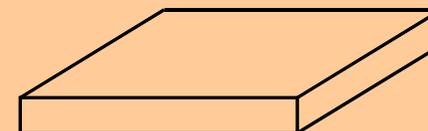
- ①長さ・幅・厚さの合計が90cm超、又は重量が4kg超の信書便物を送達するもの
- ②3時間以内に信書便物を送達するもの
- ③料金の額が1,000円超の信書便物を送達するもの

郵便法 【郵便事業株式会社】

ユニバーサルサービスの提供

なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供

- 郵便物（第一種・第二種・第三種・第四種）



〔長さ・幅・厚さの合計が90cm以下で、重量4kg以下〕

- 必需性の高い特殊取扱・・・書留、引受時刻証明等
- 国際郵便

(注) 信書便物とは

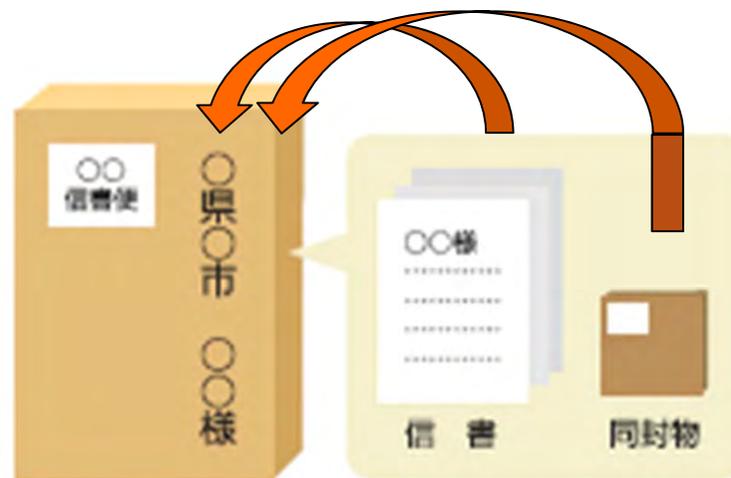
信書便物とは、信書そのものだけではなく、信書の包装又はその包装に封入される信書以外のものを含む概念です。

○ 信書そのもの



・ 信書そのもの

○ 信書と信書以外のものを封入した包装

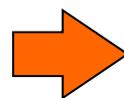


・ 信書と信書以外のものを封入した包装

【参考】メール便について

- メール便は、貨物運送事業者が雑誌やカタログなどの「信書」に該当しない軽量の荷物を郵便受箱に投函するなどにより配達するサービス

郵便及び信書便以外(※)で信書を送ることは法律上禁止されています



違反事例に対しては、送達事業者・利用者双方に対し指導しています
(平成18～22年度 79件)

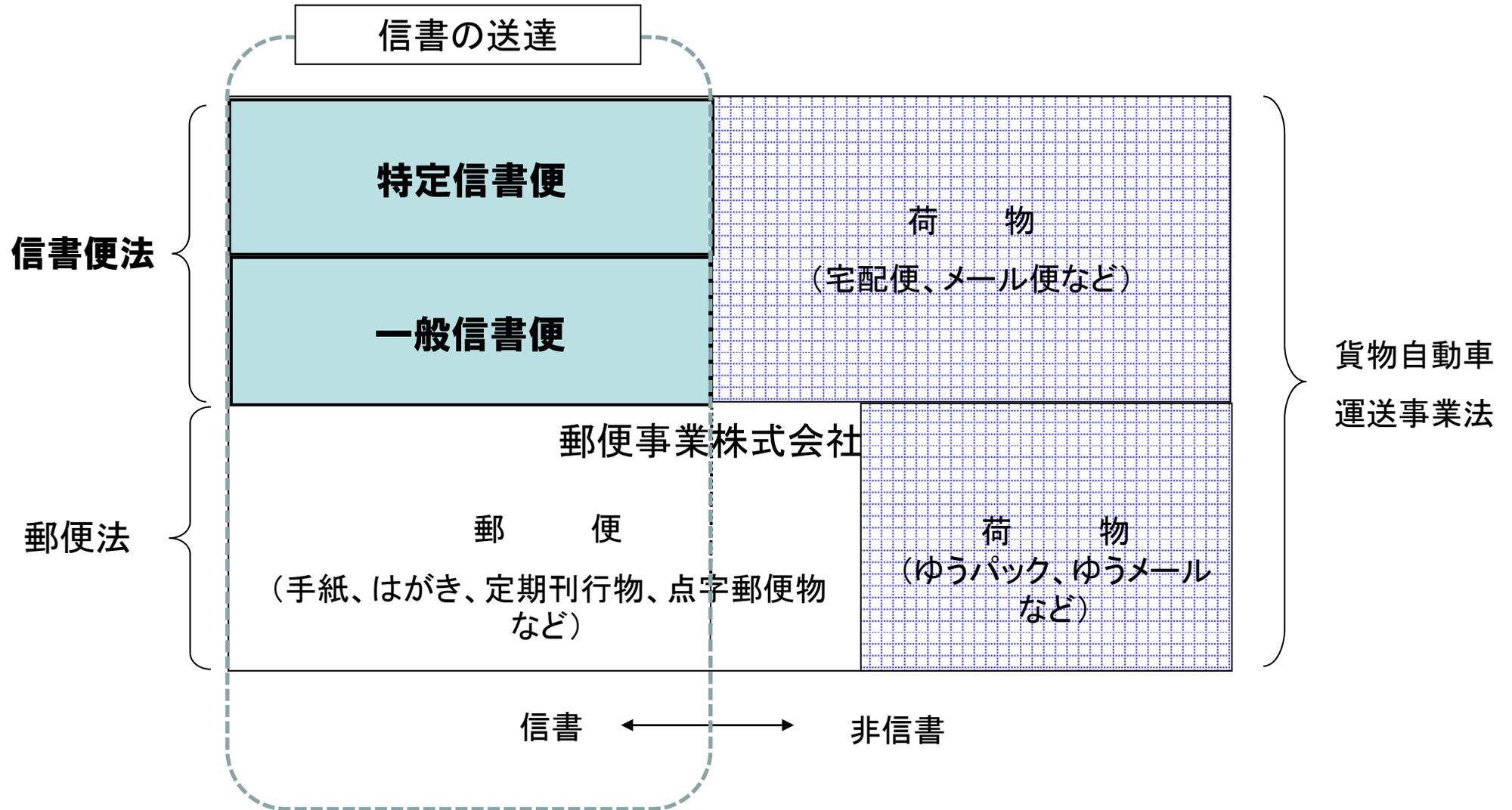
※メール便の他、宅配便など

○ 郵便法(昭和22年法律第165号)抄

第四条 (事業の独占)

- ② 会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。
- ③ 運送営業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。
- ④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書(同項ただし書に掲げるものを除く。)の送達を委託してはならない

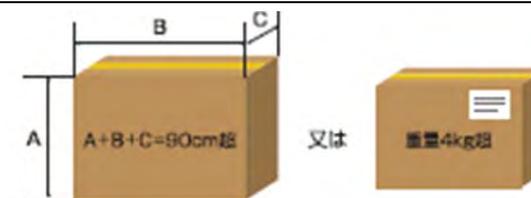
概念の整理



Ⅲ 特定信書便事業とは

1 事業の種類

- ① 1通の長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達（大型信書便役務）



- ② 信書便物が差し出された時から三時間以内にその信書便物を送達（3時間役務）



- ③ 1通当たりの料金の額が1,000円を超える信書便物を送達（高付加価値役務）



2 各役務の条件

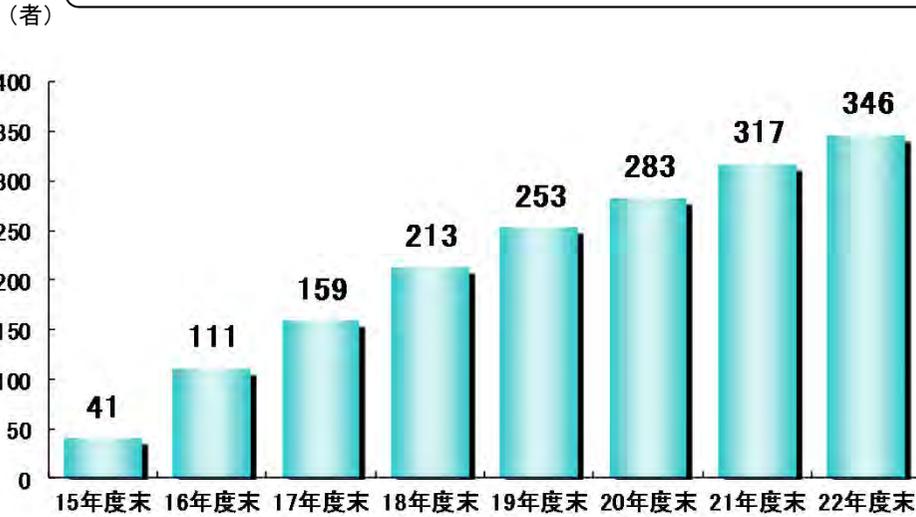
	大きさ及び重量	配達までの時間	料金	提供区域
①大型信書便役務	90cm/4kg超	—	—	—
② 3 時 間 役 務	—	3時間以内に配達	—	3時間以内に配達 が可能な区域
③高付加価値役務	—	—	1通千円超	—

3 各役務のサービス例

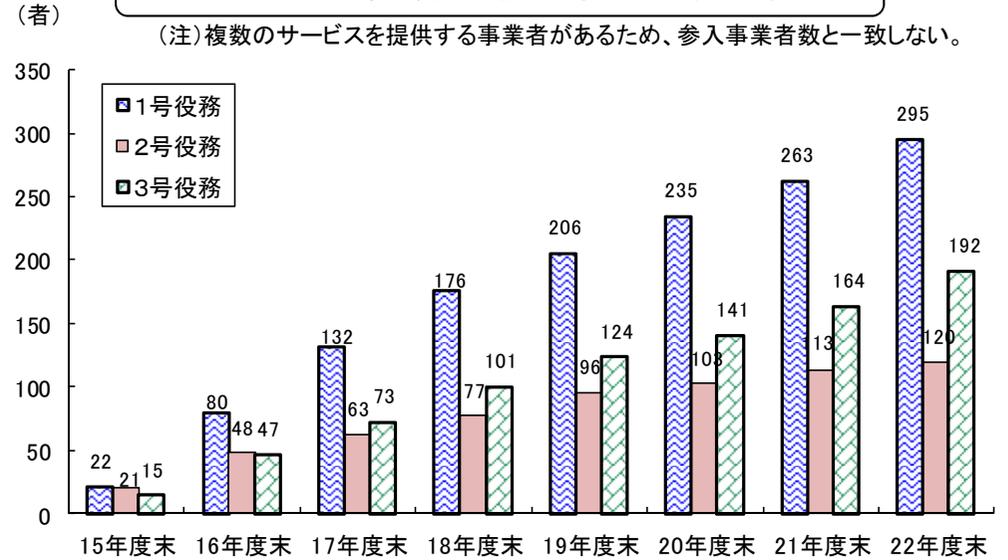
	主なサービス例
①大型信書便役務	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と支庁等との間の文書等配送便(巡回、定期集配サービス) ・貨物に同封された信書の送達
② 3 時 間 役 務	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク便等を利用した急送サービス
③高付加価値役務	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージカードの配達サービス ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

信書便事業の現状

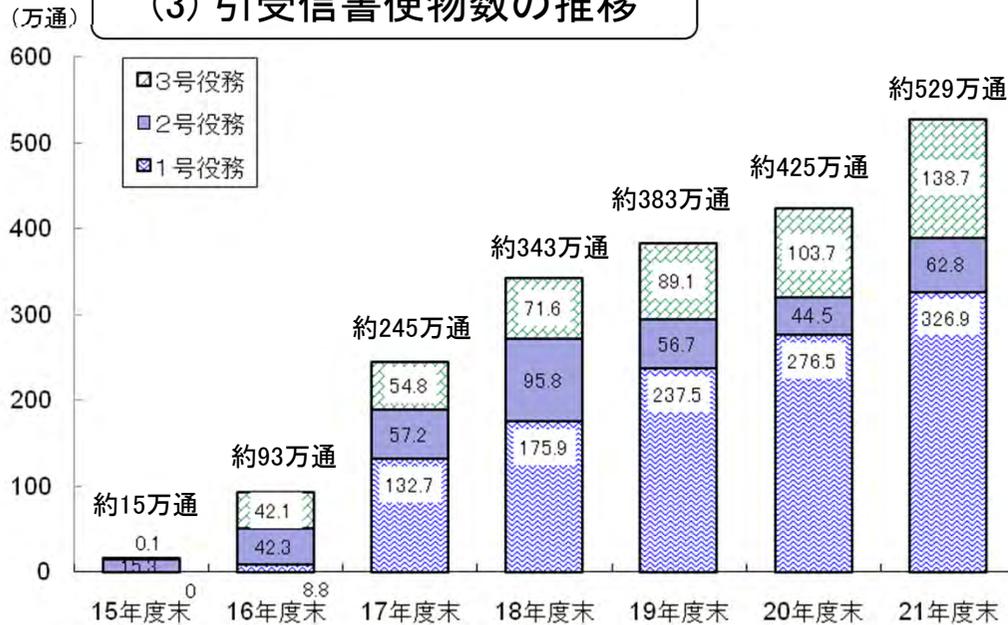
(1) 特定信書便事業参入事業者数の推移



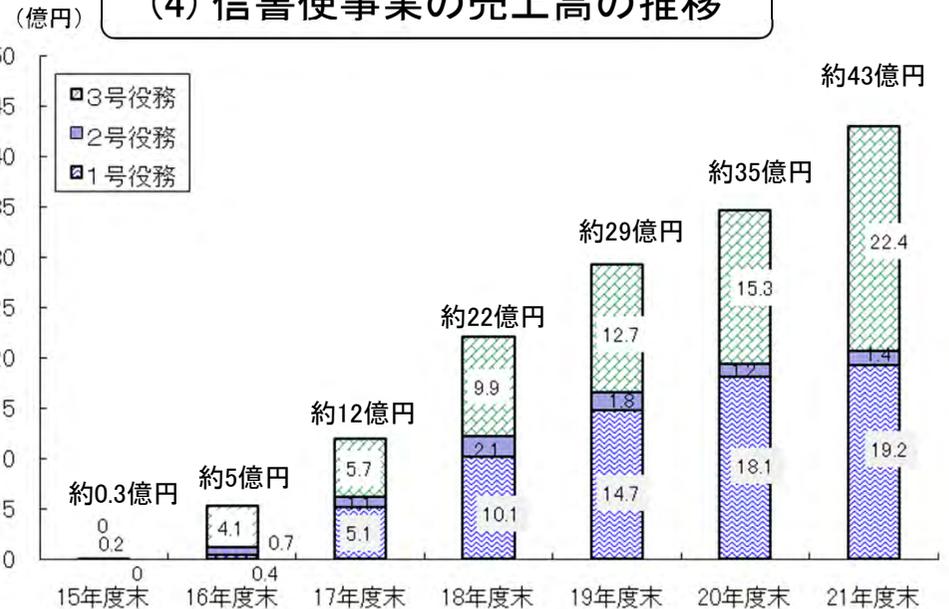
(2) サービス種別・参入事業者数の推移



(3) 引受信書便物数の推移



(4) 信書便事業の売上高の推移



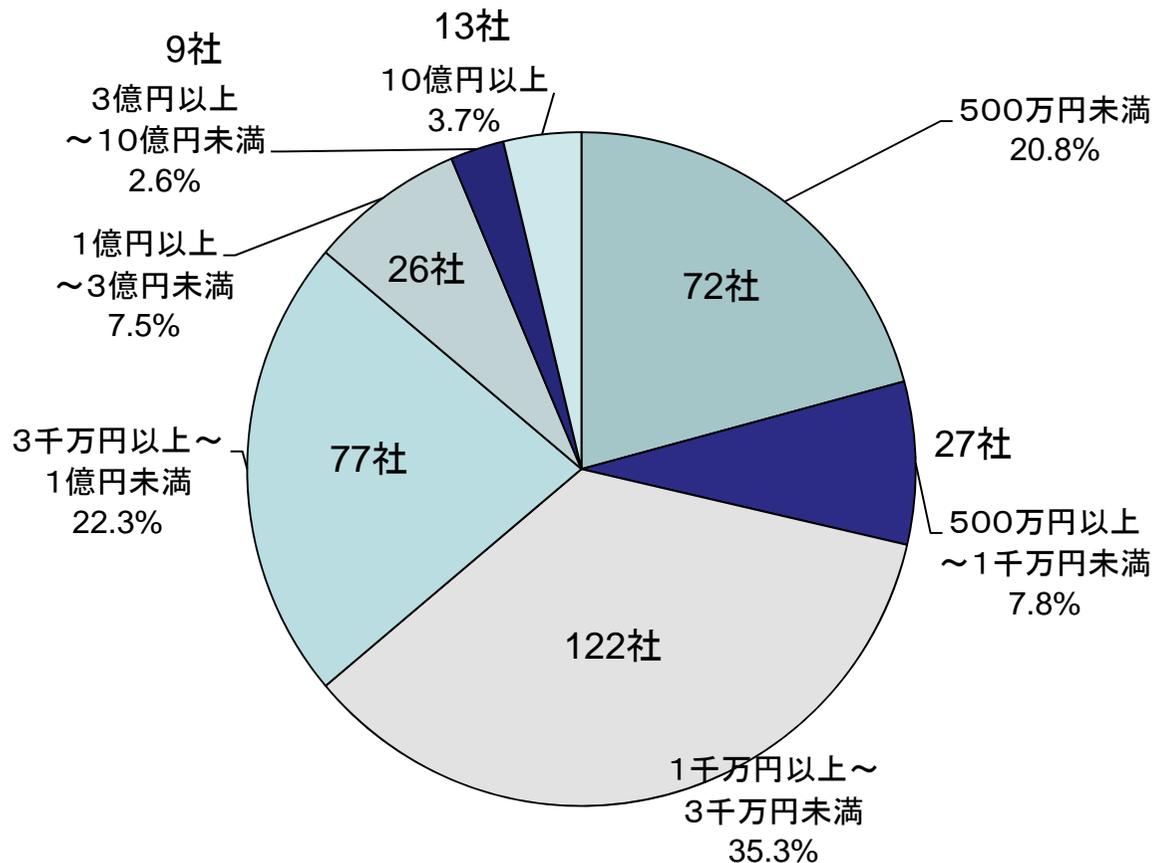
【役務の種類別事業者数】

①大型信書便役務	295者
②3時間役務	120者
③高付加価値役務	192者

(平成22年度末現在)

注：複数の役務を提供する者がいるため、合計者数は参入事業者数と一致しない。

【会社形態の事業者の資本金規模】



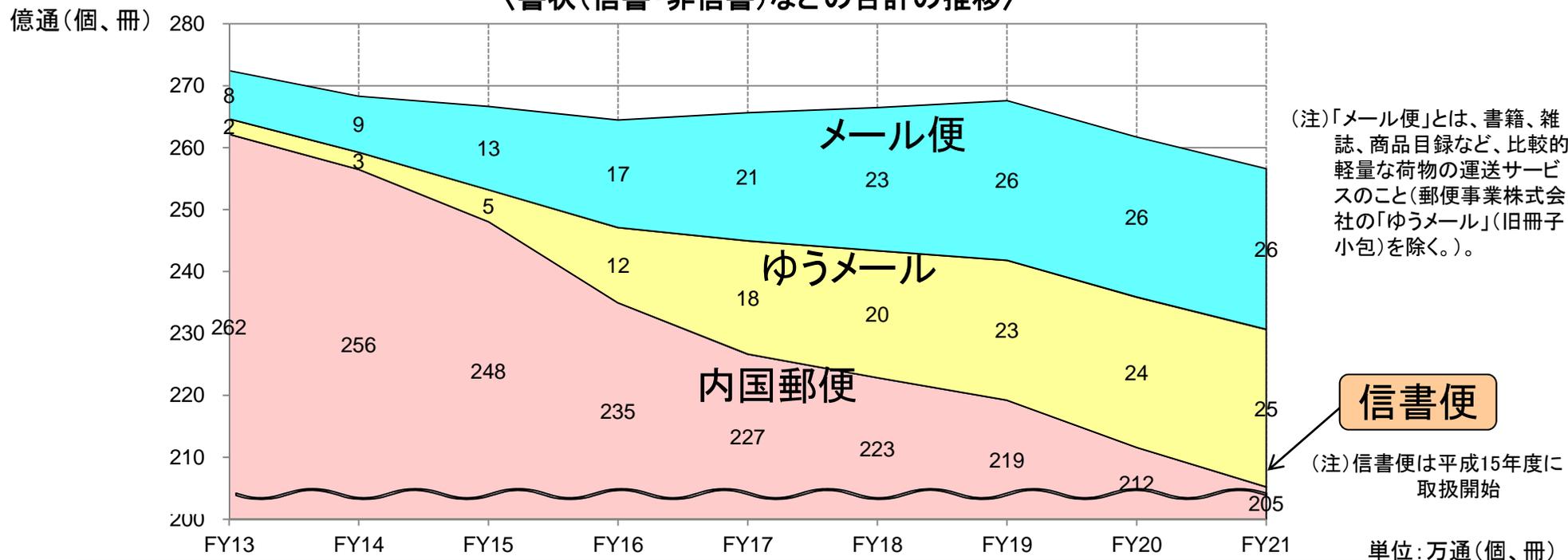
(平成22年度末現在)

【信書便事業者が営む他の主な事業】

一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業

(参考)郵便・信書便・メール便の取扱数の推移

〈書状(信書・非信書)などの合計の推移〉

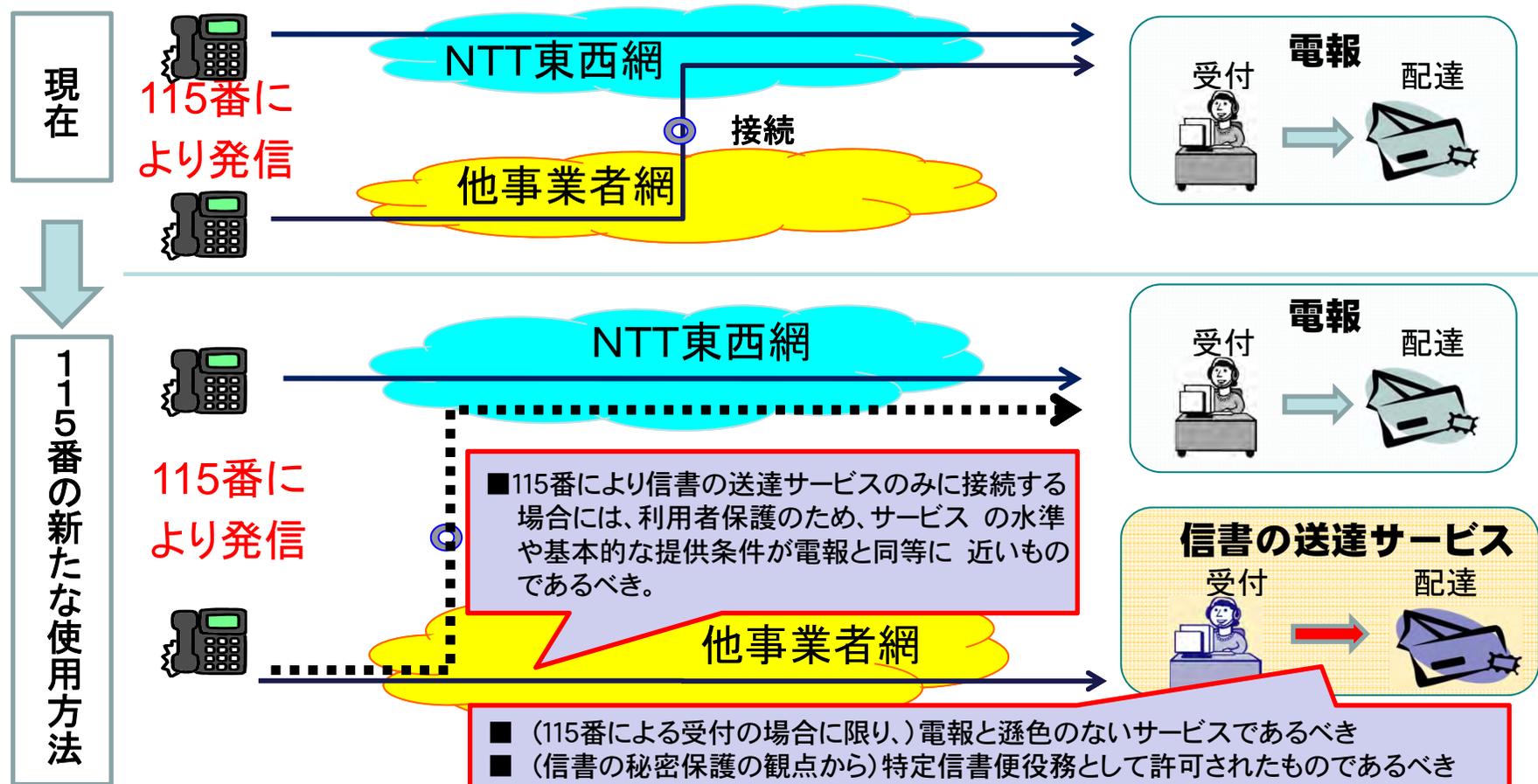


	郵便事業株式会社取扱			信書便	メール便	合計
	内国郵便	ゆうメール	合計			
平成13年度	2,621,590	24,943	2,646,533	-	77,781	2,724,314
平成14年度	2,564,740	27,658	2,592,398	-	90,702	2,683,100
平成15年度	2,480,445	51,583	2,532,028	15	134,478	2,666,521
平成16年度	2,349,350	121,506	2,470,856	93	173,679	2,644,628
平成17年度	2,266,611	182,835	2,449,446	245	206,823	2,656,514
平成18年度	2,228,417	204,947	2,433,364	343	231,011	2,664,718
平成19年度	2,192,190	225,616	2,417,806	383	257,810	2,675,999
平成20年度	2,115,874	242,489	2,358,363	425	258,417	2,617,205
平成21年度	2,052,144	254,063	2,306,207	529	259,215	2,565,951

(出典)日本郵政公社ディスクロージャー誌、郵便事業株式会社ディスクロージャー誌、国土交通省報道発表資料等

信書の送達サービス受付用への115番の新たな使用方法について

■ 115番は、これまでNTT東西の電報受付用として利用されてきましたが、信書の送達サービスの状況等を踏まえ、「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」において検討を行った結果、電報と遜色のないものである等一定の条件の下、電報類似サービス受付用(特定信書便事業者が提供する特定信書便役務)に115番を利用することが可能となりました。

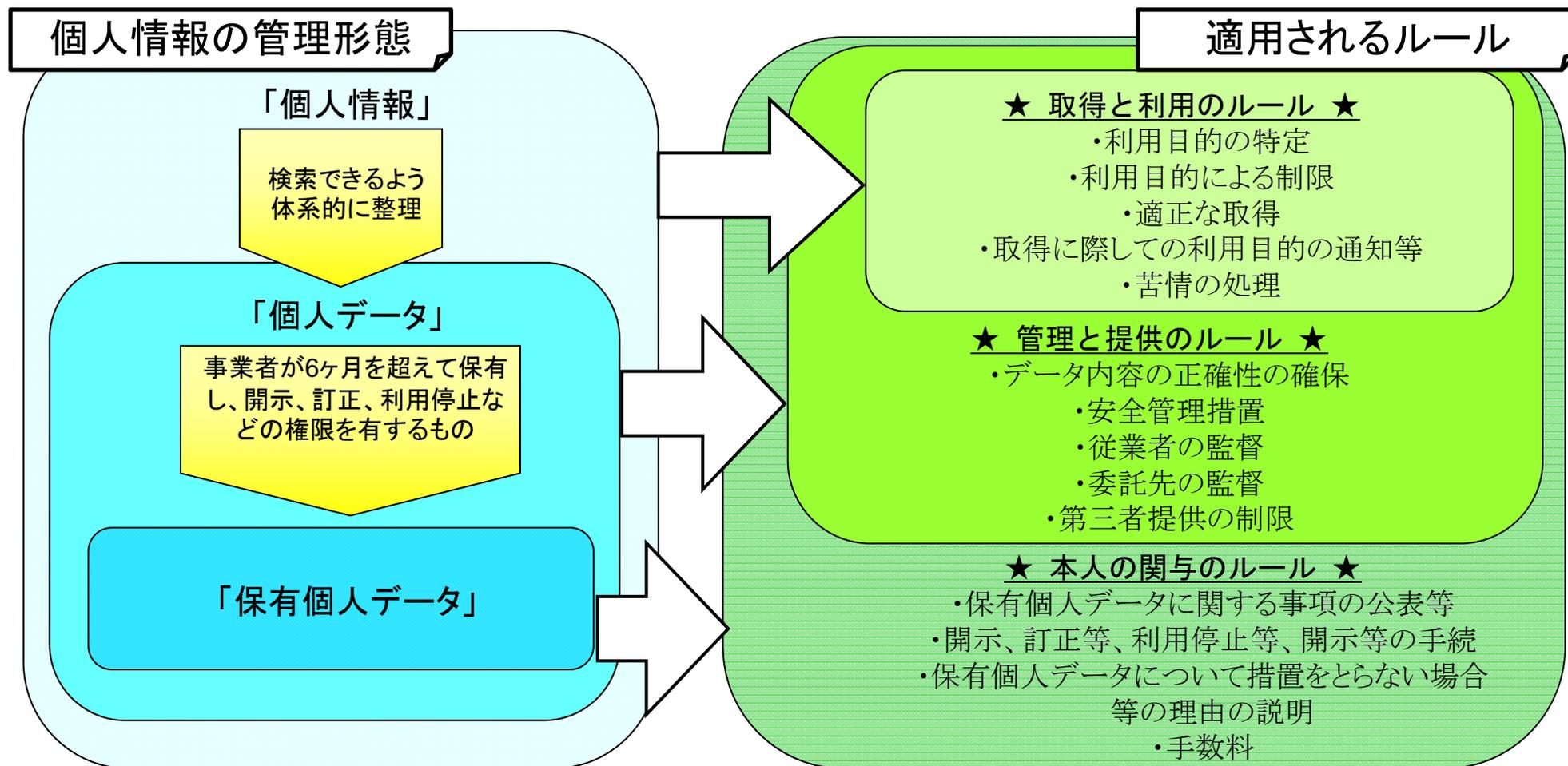


利用者の利便性確保のため、115番により信書の送達サービス受付を行う場合の利用者への周知方法やサービス水準について、検討会報告書に基づき、TCA(電気通信事業者協会)においてガイドラインを策定。

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの概要

□ 信書便事業分野について、個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置についての指針として、本ガイドラインが、平成20年4月に施行されました。

ガイドラインには、個人情報の管理形態ごとのルールが定められています。



注：個人情報取扱事業者（保有する個人データによって識別される人数が5,000を超える者）に該当する信書便事業者が対象となりますが、小規模事業者においても、本ガイドラインの遵守に努める旨の規定が設けられています。

「特定信書便マーク」の制定

総務省は、特定信書便事業者の要望に応え、平成22年3月5日に、特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定。

○特定信書便事業者は、信書便法に基づき信書を取り扱うことが認められており、信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークの制定を要望してきた。

○総務省は、この要望に基づきシンボルマークを制定することにより、次のようなメリットを期待。

(1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。

(2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。

(3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。

○このため、特定信書便事業者の総意を受けて、総務省がシンボルマークを制定。マークのデザインは、特定信書便事業者の応募(54件)の中から総務省が公正に選定。

○マークについては、総務省が商標登録を出願。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でマークを使用できる。

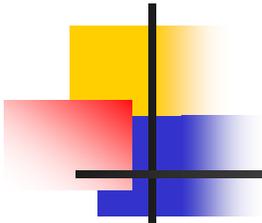
○平成23年6月16日現在、特定信書便事業者104者に対して使用を許諾。

「特定信書便マーク」(平成22年3月5日総務省制定)



デザインコンセプト

○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”(青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。



IV 特定信書便事業の現状

特定信書便事業者数と役務別の事業者数 (者)

	全 国	北海道
特定信書便事業者数	346	26
役務別※ ① 大型信書便役務	295	25
② 3時間役務	120	19
③ 高付加価値役務	192	19

(平成22年度末現在)

※複数役務に参入する事業者がいるため役務別の合計は、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

4-1 特定信書便事業者の地域別参入状況

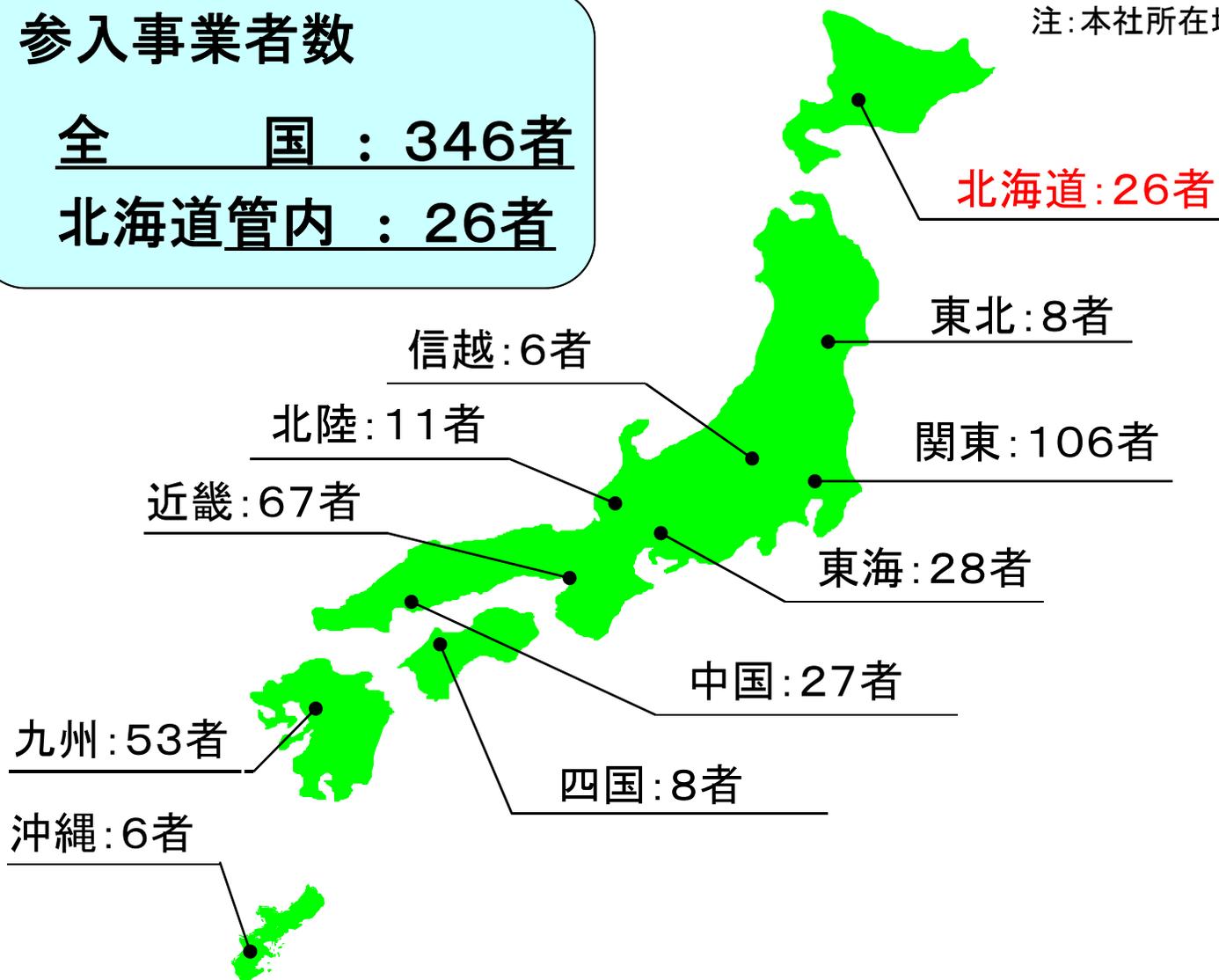
(平成22年度末現在)

注: 本社所在地別でカウント

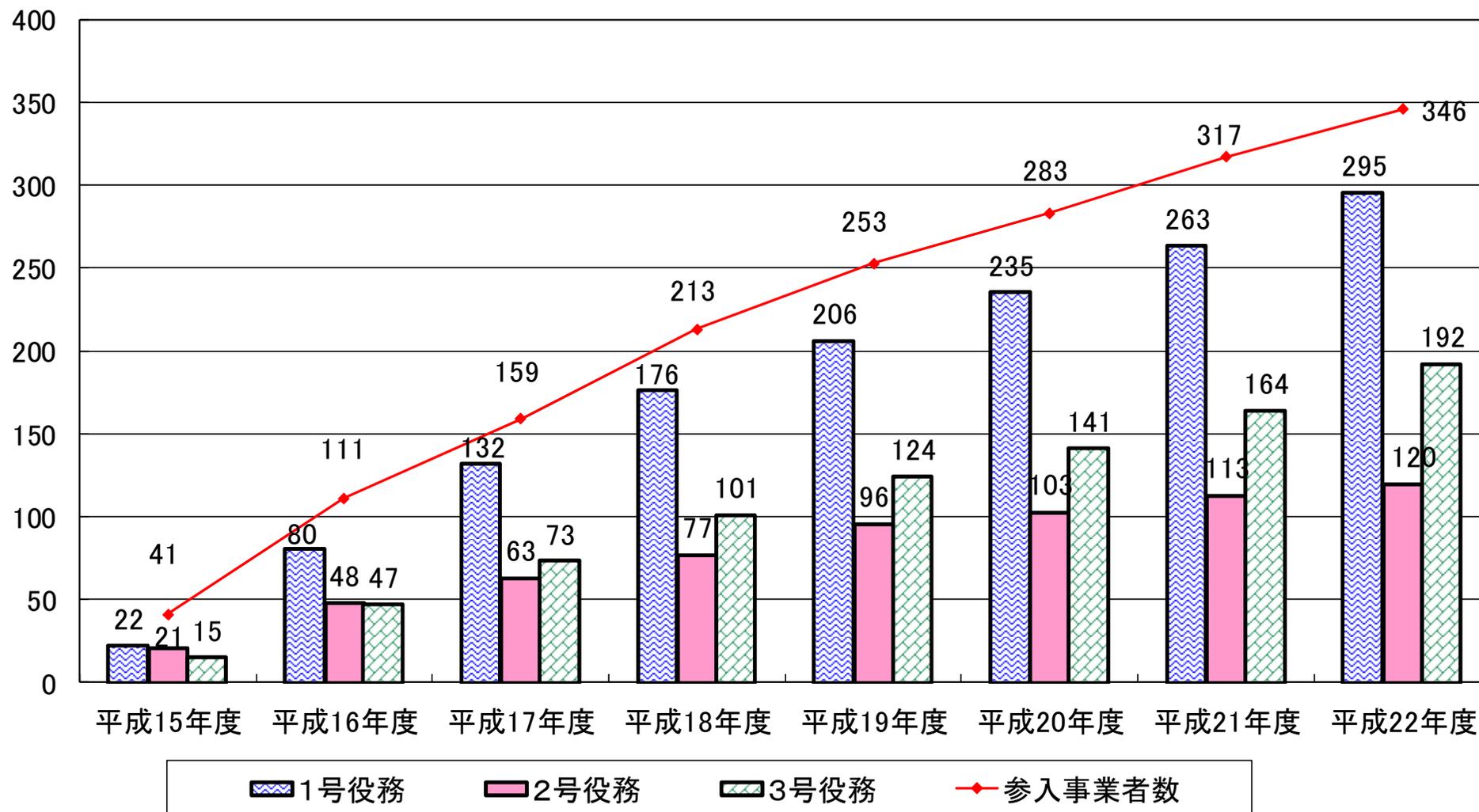
参入事業者数

全 国 : 346者

北海道管内 : 26者



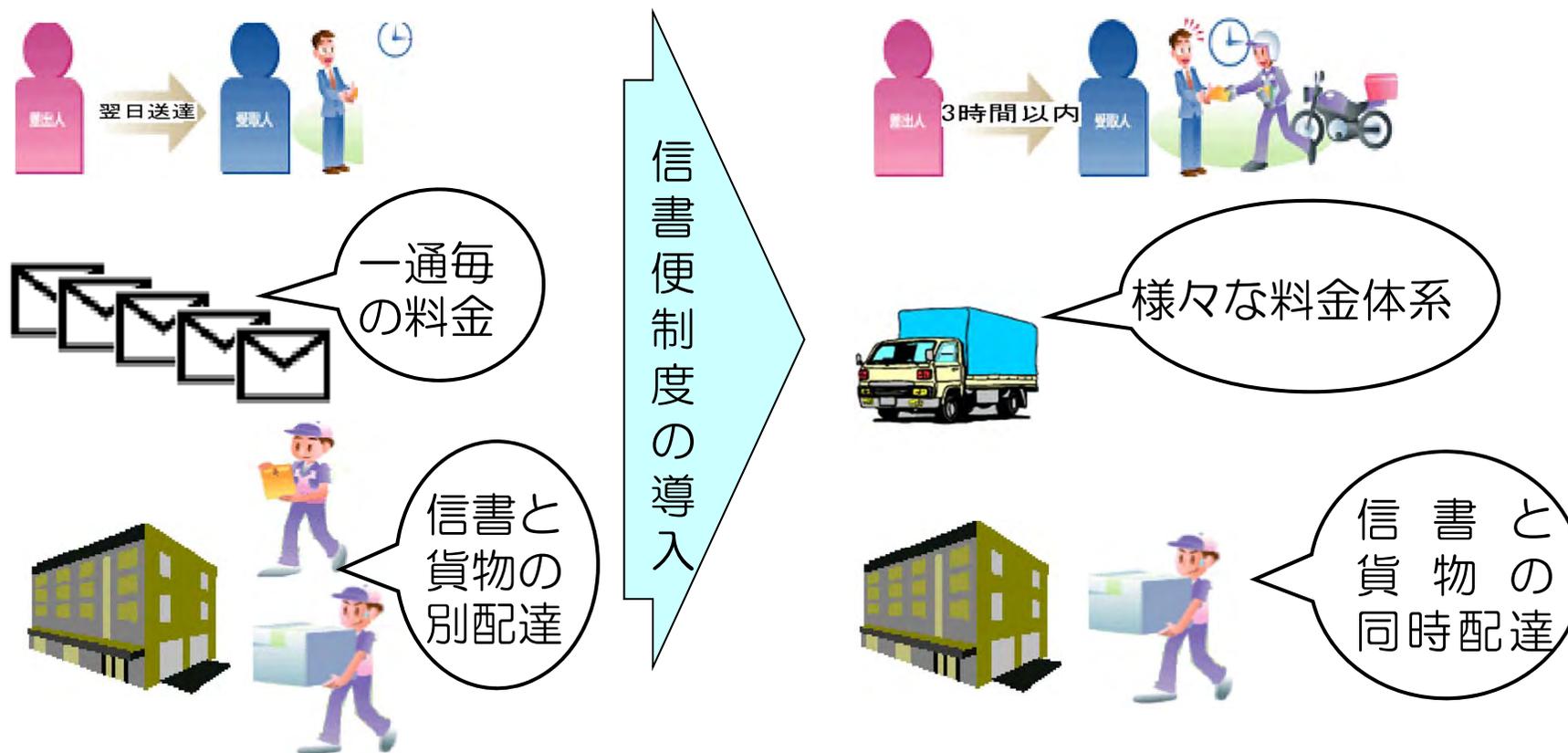
4-2 参入事業者数及び役務別提供者数※の推移



※複数役務に参加する事業者がいるため役務別の合計は、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

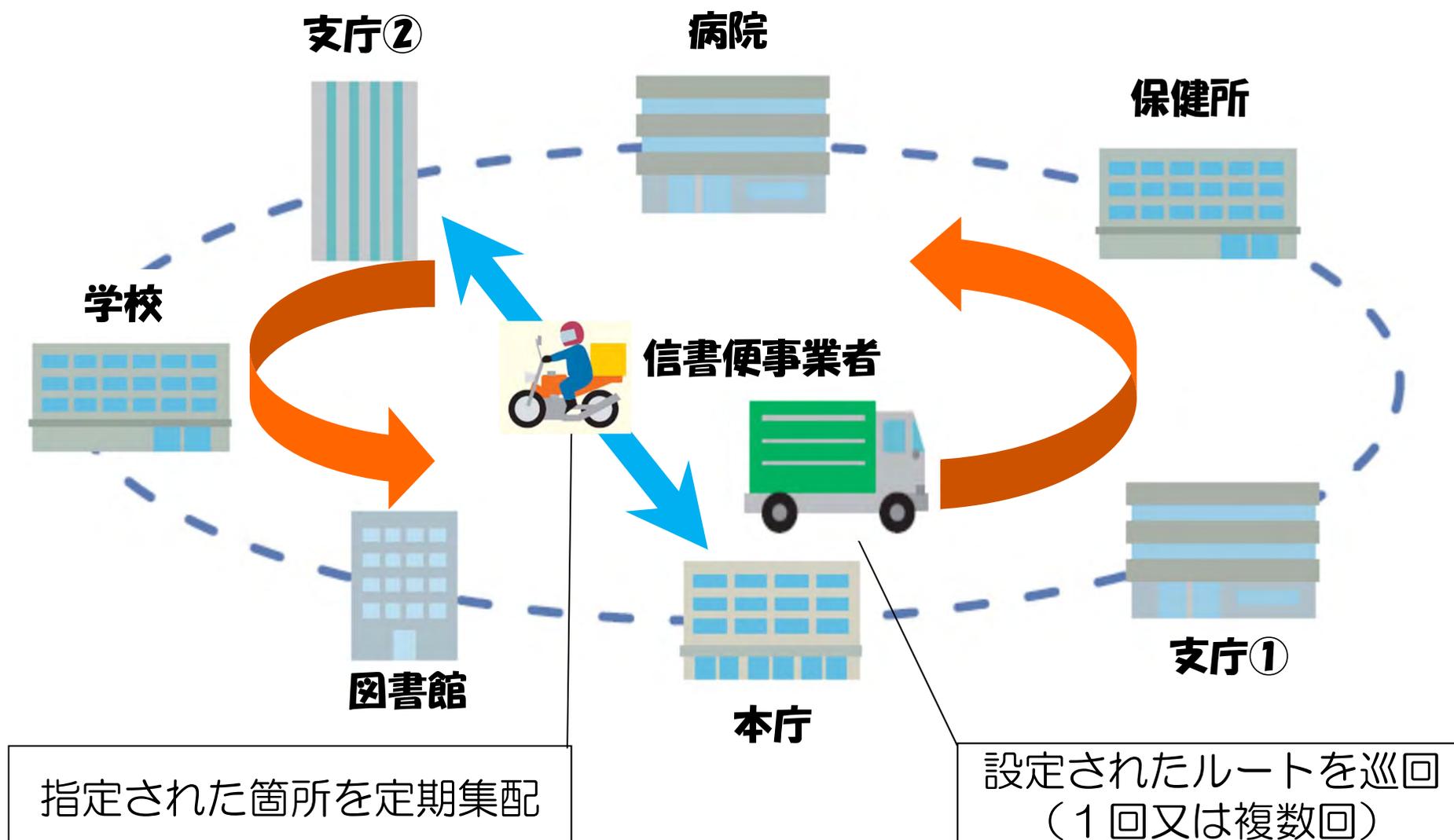
V サービス(利用)事例

高付加価値・多様なサービスの提供



5-1 サービス例(1)：巡回・定期集配サービス（大型信書便役務）

○本庁・支庁等の間を巡回して、又は定期的に信書便物を集配



5-2 サービス例(2)：3時間役務（急送サービス）

○バイク等による配達

信書便事業者が利用者の指定する場所に出向き信書便物を引き受けてから3時間以内に配達。

宛先の異なる複数の信書便物を差し出すことも可能。

※配達方法の特色例

・引受けから配達までを一人の配送員が直送するサービスで、スピードと安全性が要求される書類等の送達に利用。



5-3 サービス例(3)：メッセージカードの送達サービス

(高付加価値役務)

- インターネット等で受け付けたメッセージを、装飾を施した台紙等に添付し、メッセージカードとして配達



信書便事業に関する情報（HPのご案内）

「信書便事業のページ」で検索して下さい →

信書便事業のページ

検索

(又はこちらのURLを入力 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)

情報流通行政局郵政行政部



[サイトマップ](#) [お問い合わせ](#) [トップページ](#)

メニュー

- ▶ 郵政事業
- ▶ 信書便事業
- ▶ 過去の報道発表
- ▶ 窓口・お問い合わせ先
- ▶ 官公庁リンク

郵政改革

[郵政改革\(郵政改革推進室\)](#)

郵政民営化推進本部

[郵政民営化推進本部](#)

郵政民営化委員会

[郵政民営化委員会](#)

日本郵政株式会社

[日本郵政株式会社](#)

最近の報道発表

[一覧を見る](#)

- 5月26日 [郵便事業株式会社の平成23事業年度事業計画の変更の認可](#)
- 5月26日 [平成23年用お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可](#)
- 3月31日 [郵便事業株式会社の平成22事業年度事業計画の変更の認可](#)
- 3月31日 [日本郵政株式会社の業務の認可](#)
- 3月31日 [日本郵政株式会社等の平成23事業年度事業計画の認可等](#)
- 3月10日 [特定信書便事業に係る事業計画等の変更の認可](#)
- 3月10日 [特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の認可](#)

郵政行政トピックス

○ 郵政事業

- ▶ 郵政改革
- ▶ 個人情報保護
- ▶ 郵便事業関係
 - ▶ [業務区分別収支計算方法書\(平成21年度\)](#)
 - ▶ [心身障害者用低料第三種](#)

○ 信書便事業

- ▶ 制度に関すること
- ▶ [信書便制度周知用チラシ\(PDF\)](#)
- ▶ [事業許可申請に関すること](#)
- ▶ その他
- ▶ [東日本大震災に伴う特定信](#)

○ 関係法令

- ▶ [郵政事業関係](#)
- ▶ [信書便事業関係](#)
- ▶ [郵政改革関係](#)
- ▶ [条約関係](#)